宇陀市立病院照明 LED 化事業プロポーザル実施要領

１．趣旨

宇陀市立病院（以下「発注者」という）では、電力需要を抑制するために照明設備更新を進めるとともに、電気使用料金及び維持管理費等の経費削減を図り、環境負荷の軽減に寄与するために、既存照明器具を LED 照明に更新する事業を実施する。

また、導入にあたり、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務の概要

（１）事業名称

宇陀市立病院照明 LED 化事業

（２）事業内容

宇陀市立病院照明 LED 化事業仕様書（参考）（以下「仕様書」という）による

（３）病院概要

① 住　　所　奈良県宇陀市榛原萩原８１５番地
② 敷 地 面 積　８，９１５．６５㎡
③ 建 築 面 積　３，８４３．２９㎡
④ 延 床 面 積　１６，２４９．４３㎡
⑤ 建 物 規 模　鉄筋コンクリート造　地上７階　地下１階
⑥ 建 物 用 途　自治体病院
⑦ 病　床　数　１７６床
⑧ 入院患者数　１３１人（令和７年度一日平均）
⑨ 外来患者数　３９１人（令和７年度一日平均）
⑩ 予 定 価 格　４３，７４０，０００円（税抜）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

（４）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

外来、及び病棟の利用状況を踏まえ、実際の施工時期については打合せにて決定する。

３．選定方式

プロポーザルは公募型とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い選考する。

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる資格を有する者は、次の条件等を満たすもので、電気工事等 LED 化に関する専門知識を有し、且つ本業務の受注業者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備えた者とする。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（２） 宇陀市物品等の契約にかかる指名停止措置要綱 （平成 21 年宇陀市告示第 100 号）第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、指名停止を受けている者でないこと。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（４） 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６） 国、都道府県、市税及び賦課金等の滞納がない者。

（７） 入札参加資格の申請に際し、宇陀市が求めた個別添付書類が提出済であること。

５．暴力団等排除について

宇陀市暴力団排除条例 （平成 23 年宇陀市条例第 21 号）に基づき、公共事業その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除条例に基づく「誓約書（別紙１）」及び「役員等調書及び照会承諾書（別紙２）」を提出しなければならない。 なお、令和８・９年度宇陀市物品購入等競争入札参加資格がある者は、提出を省略することができる。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

５．スケジュール

（１）令和８年１１月１９日（木） 公告及びプロポーザル資料の公表
質問及び参加表明書受付開始

（２）令和８年１１月２５日（水） 質問受付終了

（３）令和８年１２月 ２日（水） 質問回答書の公表

（４）令和８年１２月 ４日（金） 参加表明書提出締切

（５）令和８年１２月１１日（金） 企画提案書、見積書の提出締切

（６）令和８年１２月１６日（水） プレゼンテーション及び審査

（７）令和８年１２月２２日（火） 審査結果通知

６．実施手順

本件の関係書類及びプロポーザルに参加するために必要な書類を５．スケジュールに従って宇陀市立病院公式ホームページ上に掲載します。

（１） 掲載書類

①宇陀市立病院照明 LED 化事業仕様書
②質問書（様式１）
③参加意思表明書（様式２）
④会社概要書（様式３）
⑤提案見積書（様式４）
⑥参加辞退届（様式５）
⑦誓約書（別紙１）
⑧役員等調書及び照会承諾書（別紙２）
⑨導入実績（別紙３）
⑩宣誓書（別紙４）

（２）提出書類

※証明書は発行後３か月以内のものとし、写しを可とする。
なお、令和８・９年度宇陀市物品購入等競争入札参加資格がある者は、①から③の書類については提出を省略することができる。

①商業登記簿謄本（履歴事項証明書）
②印鑑証明書
③消費税及び地方消費税納税証明書
④都道府県税及び市町村税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

（３）質問の受付・回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、「質問書」に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。また、件名は**宇陀市立病院照明 LED 化事業質問書提出**とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載すること。

提出された質問事項は、取りまとめた後、宇陀市立病院ホームページにて回答する。

なお、この質問への回答は、仕様書の追加または修正とみなす。

電話等での口頭による質問は一切受け付けない。

E メールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと。（確認の連絡は、土・日・祝日を除く午前９時から午後５時まで）

※受付期間　令和８年１１月１９日（木）から
　　令和８年１１月２５日（金）午後５時まで
※回答期日　令和８年１２月２日（水）
※送信先　hp-jouhou@city.uda.lg.jp

（４）参加意思表明の提出及び提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、６．（１）③、④、⑦～⑩の書類及び６．（２）に掲載している事前提出書類を添付し提出すること。

なお、令和８・９年度宇陀市物品購入等競争入札参加資格がある者は、⑦及び⑧の書類については提出を省略することができる。

（５）提出先

宇陀市立病院　情報システム管理課　宛

（６）提出方法

上記提出先に持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間中（最終日は午後５時まで）に必着とする。

（７）参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式５）を、宇陀市立病院情報システム管理課に提出すること。

（８）プレゼンテーションの実施方法

参加表明書を提出した参加者は、提出済みの企画提案書に沿った内容について、プレゼンテーションを行うこと。

①令和８年１２月１６日（水）に実施する。

②企画提案書等作成要領に基づき作成した書類を８部提出すること。

③参加表明書の提出順で、各参加者２０分の間（質疑応答含む）に提案項目に沿ってプレゼンテーションを行う。

④提案については、具体的かつ実践的な提案を行うこと。

⑤プレゼンテーションの参加人数は、３名以内とする。なお、説明を行う際、プロジェクター等の使用は自由とするが、インターネットは使用することができない。

（９）選考委員会

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、宇陀市立病院清掃等管理業務事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（10）評価基準

宇陀市立病院照明 LED 化事業に係る灯具、工事等仕様書のとおり

※評価点数の詳細については、非公表とする。

（11）審査方法

選考委員会が、提出された書類等（企画提案書、提案見積書等）、プレゼンテーションの結果を審査し、総合点で最も優れた提案を行った者（以下「優先交渉権者」という。）と次点の者を決定する。なお、総合点で同点の場合は、６．（９）評価項目「提案内容」の評価点が高い者を上位とする。

ただし、評価点の合計が過半数に満たない場合は失格とする。

（12）結果通知

審査後、審査結果を令和８年１２月２２日（火）すべての参加者に書面で通知する。なお、採点は公表しないものとし、結果の問い合わせについては一切応じない。

７．契約の締結

（１）契約の交渉

優先交渉権者として選考された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受注者を決定する。

契約交渉にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細事項については改めて双方協議を行ったうえで決定するものとする。

（２）資格の喪失

契約日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合は、契約締結を履行しないことができる。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

８．留意事項

（１）本プロポーザルの参加のために要した費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。また、提出後の追加、修正、変更は認めない。

（３）応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他当院が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。

（４）提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属しますが事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

（５）提出された書類は本市の公文書となりますので、本件に係る情報公開請求があれば宇陀市情報公開条例の規定に基づき公開される場合がある。

（６）本プロポーザルに係る文書作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（７）本プロポーザルを不慮の都合により延期又は中止した場合、参加者がプロポーザルの参加のために要した費用について、当院でその負担に応じることはない。

（８）詳細図面等の確認を希望される場合は、施設管理担当者に連絡の上、一定期間貸与する。